

オーダーメイド型多様な農業人材支援事業交付金実施要領

(趣旨)

- 第1 オーダーメイド型多様な農業人材支援事業交付金（以下「本交付金」という。）の実施に当たっての運用及び取扱いについては、この要領に定めるところによる。
- 2 本交付金は、地域農業の維持・発展のために必要な、雇用就農、農福連携、外国人材等の多様な人材の活用や、大小に関わらず多様な規模の経営体による、地域の特性や優位性を活かした営農の取組を支援するため交付する。

(事業内容)

- 第2 本交付金の事業実施主体、取組主体、対象経費、交付率及び交付額の上限、交付の条件等、運用に必要な事項について、新農業人、中小規模・家族経営体等活躍支援事業は別記1、借上家賃支援事業は別記2、雇用創出環境整備支援事業は別記3のとおりとし、その他運用に必要な事項については、別に定める。

(事業申請等)

- 第3 本交付金に基づく事業実施計画認定を希望する取組主体又は事業実施主体（以下「取組主体」又は「事業実施主体」という。）は、事業タイプにより、次のとおり申請するものとする。

- (1) 新農業人、中小規模・家族経営体等活躍支援事業
- イ 取組主体は、事業計画（別紙様式1）を策定し、市町村長へ申請するものとする。
- ロ 市町村長は、イにより申請された事業計画に基づき、事業実施主体として事業計画（別紙様式2）を策定し、地方振興事務所長又は地域事務所長を経由して知事に申請するものとする。
- ハ 知事は、ロにより申請された事業計画の内容を審査し、適當と認めたときは、当該計画を認定し、事業実施主体に通知するものとする。
- (2) (1) を除く事業タイプ
- イ 事業実施主体は、事業計画（別紙様式3）を策定し、地方振興事務所長又は地域事務所長を経由して知事に申請するものとする。
- ロ 知事は、イにより申請された事業計画の内容を審査し、適當と認めたときは、当該計画を認定し、事業実施主体に通知するものとする。
- 2 前項の規定による申請の期限は、知事が別に定めるものとする。

(事業審査会の設置)

- 第4 知事は、第3に基づき提出された事業計画の審査に当たっては、関係課長等からなるオーダーメイド型多様な農業人材支援事業審査会（以下「審査会」という。）を設置する

ものとし、その設置方法に関しては別に定める。

(事業の審査)

第5 知事は、第3に基づき提出された事業計画については、速やかに内容を調査し、審査を審査会に依頼するものとし、その審査方法については別に定める。

2 前項の規定による審査は、第2に掲げる内容について審査するものとする。

(事業の着手)

第6 事業の着手（機器・機械等の入札・発注を含む。）は原則として本交付金の交付決定後に行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上でやむを得ない事情により補助金の交付決定前に着手する場合には、事業実施主体は、あらかじめ知事の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届（別紙様式4）を知事に提出するものとする。

(事業計画の変更、中止等)

第7 交付要綱第6条第1項（1）の変更又は交付要綱第6条第1項（2）の中止（廃止）をする取組主体又は事業実施主体は、事業タイプにより、次のとおり申請するものとする。

(1) 新農業人、中小規模・家族経営体等活躍支援事業

- イ 取組主体は、事業計画変更又は中止（廃止）（別紙様式1）を策定し、市町村長へ申請するものとする。
- ロ 市町村長は、イにより申請された事業計画変更又は中止（廃止）に基づき、事業実施主体として事業計画変更又は中止（廃止）（別紙様式2）を策定し、地方振興事務所長又は地域事務所長を経由して知事に申請するものとする。
- ハ 知事は、ロにより申請された事業計画変更又は中止（廃止）の内容を審査し、適当と認めたときは、当該計画変更又は中止（廃止）を認定し、事業実施主体に通知するものとする。

(2) (1) を除く事業タイプ

- イ 事業実施主体は、事業計画変更又は中止（廃止）（別紙様式3）を策定し、地方振興事務所長又は地域事務所長を経由して知事に申請するものとする。
- ロ 知事は、イにより申請された事業計画変更又は中止（廃止）の内容を審査し、適当と認めたときは、当該計画変更又は中止（廃止）を認定し、事業実施主体に通知するものとする。

(交付金の交付)

第8 第3の規定により認定を受けた事業実施主体（以下「認定事業実施主体」という。）は、別に定めるところにより、本交付金を申請できるものとする。

- 2 知事は、前項の申請があった場合は、本交付金の予算の範囲内において、知事が別に定めるところにより、認定事業実施主体に対し、第3で認定を受けた事業計画（以下「認定事業計画」という。）に必要となる経費の一部を交付するものとする。
- 3 知事は、認定事業計画に虚偽の記載があった場合又は認定事業計画に従って事業が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

（事業実施状況の報告）

第9 事業実施主体は、事業計画の実施状況を、事業タイプにより、次のとおり報告するものとする。

（1） 新農業人、中小規模・家族経営体等活躍支援事業

- イ 取組主体は、事業完了後、要綱第9条第1項の規定による実績報告書を、市町村長へ提出するものとする。
- ロ 市町村長は、イにより提出された事業実績報告書について、事業計画の記載内容に照らし、その内容を確認するものとする。
- ハ 市町村長は、ロにより確認した事業実績報告書を、地方振興事務所長又は地域事務所長を経由して知事へ報告するものとする。

（2） （1）を除く事業タイプ

事業実施主体は、事業完了後、要綱第9条第1項の規定による実績報告書を、地方振興事務所長又は地域事務所長を経由して知事に提出するものとする。

（その他）

第10 この要領に定めるもののほか、本交付金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和5年5月31日から施行し、令和5年度予算に係る当該交付金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該交付金にも適用するものとする。

(別記1)

新農業人、中小規模・家族経営体等活躍支援事業

第1 事業実施主体

市町村とする。

第2 取組主体

次の全てを満たすものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、この限りではない。

- (1) 認定農業者、認定新規農業者、基本構想水準到達者、集落営農経営のいずれにも該当しない者。
- (2) 地域農業の維持・発展の観点で、市町村が当該地域の担い手と見込む新農業人又は中小規模・家族経営体である者。

第3 対象経費、交付率及び交付額の上限

地域の特性を活かし意欲を持って、新たな園芸品目等の取組や新技術導入等の取組を実施する際に必要な機械・施設等の導入・改修等について、取組主体に対し、事業実施主体が補助事業を実施する場合に要する経費に対して、3分の1以内を交付し、その上限額は2,000千円とする。

第4 交付の条件

- (1) 取組主体は、地域農業の維持・発展に寄与する取組に係る事業実施計画を策定し、市町村長の認定を受けること
- (2) 市町村が県と同率以上の経費負担・補助を行うこと

(別記2)

借上家賃支援事業

1 定義

本事業において民間賃貸住宅とは、建物の所有者との間で賃貸借契約を締結して居住用に供する住宅をいう。ただし、次のいずれかを満たすものを除く。

- イ 市営・県営住宅等の公的賃貸住宅
- ロ 社宅、官舎、寮等の事業所が所有する住宅
- ハ 申請者が個人の場合は、申請者、申請者の配偶者、又は両者の2親等以内の親族が所有又は管理している住宅。申請者が法人の場合は、経営者又は経営者の配偶者が所有又は管理している住宅
- ニ 所在地が県外の住宅

第2 事業実施主体

認定農業者、認定新規就農者、集落営農、人・農地プランに位置づけられた地域の中心となる経営体、農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けた者等（以下「認定農業者等」とする。）とする。

第3 対象経費、交付率及び交付額の上限

認定農業者等が、地域の労働力確保に向け、障がい者、技能実習生、特定技能外国人等を就労させていく上で必要な借上家賃に要する経費に対して、3分の1以内を交付し、その上限額は200千円とする。

- イ 対象となる借上家賃は、次の各号の全てに該当するものとする。
 - (イ) 障がい者、技能実習生、特定技能外国人等が入居するための賃料（賃貸借契約に定める賃借料の月額から、共益費、駐車場使用料等を除いた金額）相当額であること。
 - (ロ) 対象期間が、補助金の申請者（事業実施主体）と入居者との契約で定めた期間内であること
 - (ハ) 賃料の月額が3万円以上であること
 - (ニ) 事業実施主体が契約した民間賃貸住宅であること
 - (ホ) 連続する12か月を上限とすること
- ロ 次の各号のいずれかに該当する期間は、対象経費から除くものとする。
 - (イ) 月途中の入退居により日割りで計算となる期間
 - (ロ) 住所地とは異なる居住地から通勤している期間
 - (ハ) 国や市町村が実施する家賃に係る補助金等の交付を受けている場合、これら

の補助金等に該当する期間

第4 交付の条件

- (1) 事業申請時点において、障がい者、技能実習生、特定技能外国人等と雇用契約関係にあり、かつ、事業実施後1年以上雇用契約を継続すること（雇用者の変更は可）
- (2) 事業申請時点において、県内の福祉事業所との作業委託契約による障がい者就労を行っており、かつ、事業実施後1年以上作業委託契約を継続すること（就労者の変更は可）

(別記3)

雇用創出環境整備支援事業

第1 事業実施主体

認定農業者、認定新規就農者、集落営農、人・農地プランに位置づけられた地域の中心となる経営体、農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けた者等（以下「認定農業者等」とする。）とする。

第2 対象経費、交付率及び交付額の上限

認定農業者等が、地域農業の新たな担い手として、障がい者、技能実習生、特定技能外国人等を就労させるための環境整備に必要な機械・施設の整備、雇用者向け寮の改修等に要する経費に対して、3分の1以内を交付し、その上限額は1,000千円とする。

第3 交付の条件

- (1) 事業実施後1年以内に、障がい者、技能実習生、特定技能外国人等を新たに雇用すること
- (2) 事業実施後1年以内に、県内の福祉事業所との作業委託契約により、障がい者就労を新たに行うこと。